

和歌山県土地利用基本計画の変更について

平成30年6月

和歌山県

別紙様式
変更内容説明書

1 五地域区分の変更概要

(1)総括表

五地域区分	現行計画の面積		変更する面積			変更後の計画面積	
	面積(ha) (①)	割合(%) (①/県土面積)	拡大面積(ha) (②)	縮小面積(ha) (③)	差引面積(ha) (④:②-③)	面積(ha) (⑤:①+④)	割合(%) (⑥:⑤/県土面積)
都市地域(a)	92,882	19.7			0	92,882	19.7
農業地域(b)	173,699	36.8			0	173,699	36.8
森林地域(c)	361,193	76.4			0	361,193	76.4
自然公園地域(d)	50,202	10.6				50,202	10.6
自然保全地域(e)	329	0.1				329	0.1
五地域計 (f:a+b+c+d+e)	678,305	143.6	0	0	0	678,305	143.6
白地地域	4,048	0.9				4,048	0.9
県土面積	472,469	100.0				472,469	100.0

注1:県土面積は、平成27年10月1日現在の国土地理院公表の県土面積である。

注2:五地域区分の面積は、土地利用基本計画上で計測したものである。

(2) 変更地域別概要

整理 番号	変更地域名 (図面番号)	関係 市町村名	変更する面積		変更する部分の重複面積(ha)			変更部分の 地目状況 (ha)	変更を必要とする 理由(地域設定に 伴う土地利用に関 する基本的事項)	関連する個 別規制法の 措置(予定)	個別規制法の調整状況
			拡大面積 (ha)	縮小面積 (ha)	他地域との 重複	細区分の指 定状況	白地地域 の増減				
<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>変更地域なし</p> </div>											
合 計				0							0

2 計画図(変更区域・変更位置図)

変更地域なし

3 計画書

計画書の項目	変更前の記述	変更後の記述	変更を必要とする理由
全項目	別添のとおり	別添のとおり	<ul style="list-style-type: none">・平成27年8月に閣議決定された国土利用計画第五次全国計画を受けた見直しを行ったため。・平成29年3月に策定された和歌山県長期総合計画を受けた見直しを行ったため。

和歌山県土地利用基本計画書 新旧対照表

新	旧
<p>前文</p> <p>この土地利用基本計画書は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号。以下「法」という。）第9条第3項の規定に基づき、国土利用計画（全国計画）を基本として定めたものであり、法第9条第2項の規定により定める土地利用基本計画図と合わせて土地利用基本計画として、土地取引に関しては直接的に、開発行為については、個別規制法を通じて間接的に、規制の基準としての役割を果たすものである。</p> <p>また、本計画書において、土地利用の基本方向や土地利用の優先順位等を示すことにより、適正かつ合理的な土地利用を推進するものである。</p> <p>1. 土地利用の基本方向</p> <p>(1) 県土利用の基本理念</p> <p>県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤である。</p> <p>このことから、県土の利用は、公共の福祉を優先させ、本県の持</p>	<p>前文 土地利用基本計画作成の趣旨</p> <p>この土地利用基本計画（以下「基本計画」という。）は、和歌山県の区域について、適正かつ合理的な土地利用をさらに推進するため、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条の規定に基づき、国土利用計画（全国計画及び和歌山県）（第四次）を基本として作成した。</p> <p>基本計画は、国土利用計画法に基づく土地取引規制及び遊休土地に関する措置、土地利用に関する他の諸法律に基づく開発行為の規則その他の措置を実施するに当たっての基本となる計画である。すなわち、都市計画法（昭和43年法律第100号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）、森林法（昭和26年法律第249号）、自然公園法（昭和32年法律第85号）、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）等（以下「個別規制法」という。）に基づく諸計画に対する上位計画として行政内部の総合調整を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については、個別規制法を通じて、間接的に規制の基準としての役割を果たすものである。</p> <p>1. 土地利用の基本方向</p> <p>(1) 県土利用の基本方向</p> <p>県土の利用は、県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることから、公共の福祉を優先させ、本県の持つすぐれた自然環境</p>

つ優れた自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮した上で、健康で文化的な生活環境や県土の安全性を確保し、持続可能で豊かな県土の形成を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行うものとする。

(2) 本県の概況

本県は、本州南端の紀伊半島南西部に位置し、南北に長く、北は大阪府、東は奈良県及び三重県に接し、西は紀伊水道、南は太平洋に面している。県土面積は 4,724 km²で国土の 1.25%を占め、広大で急峻な紀伊山地から流れる各河川流域及び海岸沿いに平地が形成されている。

また、本県は、緑豊かな森林、変化に富んだ景観を展開する 651 kmにも及ぶ海岸線と豊かな海洋を有しており、日本ジオパークに認定された「南紀熊野ジオパーク」に代表されるプレートの沈み込みに伴って生み出された大地が作る独特の景観やラムサール条約に登録された「串本沿岸海域」など多種多様な動植物の生息・生育する自然環境、日本三古湯「白浜温泉」をはじめ各地に湧出する温泉資源に恵まれている。

さらに、世界遺産に登録された「紀伊山地の霊場と参詣道」や日本遺産に登録された「鯨とともに生きる」「絶景の宝庫 和歌の浦」「最初の一滴」醤油醸造の発祥の地 紀州湯浅」「百世の安堵」～津波と復興の記憶が生きる広川の防災遺産～」、和歌山城をはじめとする紀州徳川家関連の文化財、世界農業遺産に認定された「みなべ・田辺の梅システム」などの歴史文化遺産を有しており、観光、レクリエーションの場として、日本国内はも

の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮し、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行うものとする。

とより、アジアやヨーロッパなど諸外国にまでその魅力が認識されている。

一方、本格的な人口減少社会の到来により、中山間地域では、人口減少や少子高齢化が顕著であり、土地の有効利用や集落機能の維持などにおいて様々な問題が生じている。また、都市部においては、外縁部への市街地の拡散や中心市街地の空洞化により、都市機能が低下している。

このような状況において、2015（平成 27）年に、「和歌山県長期人口ビジョン」を示すとともに、「和歌山県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、2017（平成 29）年には、本県の 10 年後の未来を展望した「めざす将来像」の実現に向けて取り組む施策の基本的な方向を明らかにした新しい「和歌山県長期総合計画」を策定して魅力ある地域の創造を進めている。

（3）本計画が取り組むべき課題

ア 人口減少による県土管理水準等の低下

本県の人口は、1985（昭和 60）年の約 108 万 7 千人をピークに減少に転じ、2015（平成 27）年には 963,579 人と戦後間もない頃の人口と同程度までに減少している。

また、1985（昭和 60）年には 13.2%であった高齢化率が 2015（平成 27）年には 30.9%まで上昇しており、若年人口や生産年齢人口が減少し、高齢者人口が増加している。

都市的土地利用においては、戦後、人口の増加とともに D I

D（人口集中地区）の面積が拡大してきたが、近年人口減少転じたことで、まちなかの居住人口の減少や商店街の衰退に伴う空き家・空き地の増加など、中心市街地の空洞化が進行している。

中山間地域においては、高齢化や人口減少などにより、過疎化が進行することで、維持・存続が危ぶまれる集落が多く出現することが懸念されている。

農林業的土地利用においては、農業者の高齢化や減少により、荒廃農地が増加し、農地等の管理水準の低下が懸念されている。また、木材需要の減少などが林業採算性を悪化させることにより、適切に整備されていない人工林が存在し、森林のもつ重要な多面的機能の低下が懸念されている。

また、農林業的土地利用、自然的土地利用からの転換については、農地の減少により農地の効率的な利用や、開発により森林が有する防災機能などへの影響が懸念されている。

イ 自然環境と良好な景観の保全・再生・活用

本県は、緑豊かな森林、それらを源とする清らかな河川、変化に富んだ海岸線などの自然環境を有しており、自然環境と共生し、持続可能で豊かな暮らしを実現する県土利用を進めていくことが重要である。

また、自然環境については、県土保全機能や水源涵養機能などの多様な機能を有していることから、これらの機能を保全することが必要である。

しかしながら、天然林の減少や獣害の拡大などによる自然環

境の悪化が懸念されている。

加えて、人口減少や少子高齢化による担い手不足が土地への働きかけを減少させることにより、人の手が入ることで良好に管理されてきた里地里山においても、荒廃農地や竹林の増加などによる自然環境の悪化が懸念されている。

また、本県の良い景観は、人々の生活の中や生業の中で育まれ、支えられ、継承されてきたものであることから、この価値に気付き、共有していく過程を通じて保全し、次世代に継承するとともに、これらの自然環境や良好な景観を活用することが重要である。

ウ 災害リスクの高い県土

本県は、海岸や河川沿いの平地などに人口と資産が集中しており、県土利用上、災害リスクの高い構造となっている。東日本大震災や紀伊半島大水害など相次ぐ自然災害の経験により、居住地や公共施設の立地など安全・安心に対する県民の意識が高まり、県土利用に対する課題を県民に強く意識させた。

今後も、海溝型地震である南海トラフ地震の発生が 30 年以内に 70%～80%と高い確率で予想され、東海・東南海・南海 3 連動地震で約 1 万 9 千人、南海トラフ巨大地震で約 9 万人という死者数を想定している。2016(平成 28)年には、熊本地震が発生し、本県の北部を横断する中央構造線断層帯をはじめとする活断層による内陸直下型地震の危険性と耐震対策の必要性が強く認識された。本県の北部を横断する中央構造線断層帯をはじめとする活断層による内陸直下型地震の危険性と耐震対策の必要

性が強く認識された。県北部を横断する中央構造線断層帯は、根来区間と五条谷区間の二区間に分けられており、今後 30 年以内の地震発生確率については、根来区間において 0.007～0.3%とやや高いランクに分類され、五条谷区間においては不明である。中央構造線断層帯による地震が発生した場合、本県では最大 13万7千棟の全壊・焼失被害が発生し、4千5百人強の死者が出ると想定している。

また、本県は、日本有数の多雨地域であるとともに、急峻な地形が多く、各河川の河口に広がる堆積低地を中心に市街地が発達しているため、毎年のように集中豪雨や台風による河川氾濫、土砂災害の被害が発生している。近年も 2011（平成 23）年 9 月の紀伊半島大水害により、犠牲者 56 名、行方不明者 5 名、住家被害 7,933 棟という甚大な被害が発生した。

加えて、地球温暖化に伴う気候変動により、雨の降り方は局地化・集中化・激甚化しており、今後、さらに水害、土砂災害が頻発化・激甚化することが懸念される。

これらのことから、防災・減災対策の強化とともに、県民の生命及び身体に危害が生じるおそれのある災害リスクの高い地域については、安全性を考慮した県土利用が必要である。

すべての活動の基盤である安全・安心を実現するためには、従来の防災・減災対策を一層強化する必要がある。県土利用においても、「災害による犠牲者ゼロ」を実現するため、救助・救援に必要な道路網の整備など早期復旧体制を確保するとともに、災害後の円滑な復旧・復興を進める上で重要となる土地境界や所有者の情報を明確にし、すみやかに県民生活の再建と産

業の復興ができる県土の構築に向けた取組を進めていくことが必要である。

また、荒廃農地の増加や適切に整備されていない人工林の存在などが、生態系の有する防災機能に影響を及ぼすことにより、県土の安全性の低下が懸念されている。

(4) 県土利用の基本方向

課題に取り組み、健康で文化的な生活環境や県土の安全性を確保し、持続可能で豊かな県土の形成を目指すため、「適切な県土管理を実現する県土利用」、「自然環境・良好な景観を保全・再生・活用する県土利用」、「安全・安心を実現する県土利用」の3つの基本的な方向を定めた。

ア 適切な県土管理を実現する県土利用

人口減少下における都市的土地利用については、地域の状況を踏まえ、自然環境へ配慮しつつ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住を中心部等に集約化し、郊外部への市街地の拡大を抑制する。集約化する中心部では、再開発により市街地の活性化を図る。

中山間地域においては、生活拠点と、その地域と一体性を保つ周辺集落の維持を図る。また、存続の見込めない集落にあっては、住民の意思を尊重しつつ、生活拠点や周辺集落への段階的な移転も視野に入れ調整を図る。

農業的土地利用については、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保し、担い手の育成・確保や担い手への農地の集積・

このような基本認識を踏まえ、個々の土地需要の量的な調整や県土利用の質的向上を図り、豊かな生活や活力ある生産が展開される場として、県土の魅力を総合的に向上させるよう努めることが重要である。

土地需要の量的調整に関しては、都市的土地利用について、低未利用地の有効利用の促進や、土地の高度利用など、その合理化及び効率化を図るとともに、計画的に良好な市街地の形成と再生を図る。他方、農林業的土地利用を含む自然的土地利用については、地球温暖化防止、食料等の安定供給と自給能力の向上、自然循環システムの維持、生物多様性の確保等に配慮し、保全と耕作放棄地等の利活用を図る。また、森林、農用地、宅地等の相互の土地利用の転換については、土地利用の可逆性が容易に得られないこと、生態系を始めとする自然の様々な循環系に影響を与えること等を考慮し、慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要である。

県土利用の質的向上に関しては、県土利用の状況の変化を踏まえ、「安全で安心できる県土利用」、「循環と共生を重視した県土利用」、「美しくゆとりある県土利用」といった観点を基本とすることが重要である。その際、これら相互の関連性にも留意する必要がある。

集約化を進めることなどを通じて、荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な利用を図る。

林業的土地利用については、県土保全機能や水源涵養機能等の発揮に重要な役割を果たすことから、森林ゾーニングにより、森林の整備及び保全を推進する。

農地や森林などが有する多面的機能は、県民などに多くの恵沢をもたらすものであることから、県民や民間企業等の多様な主体の参画による県土管理を推進する。

また、農地や森林の土地利用の転換については、再び元の状態に戻すことが困難であることから、慎重な配慮の下で周辺の土地利用の状況を勘案し適正に行う。

イ 自然環境・良好な景観を保全・再生・活用する県土利用

将来にわたり保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域については、天然林の保護や人工林の適切な整備などにより自然環境の保全を図るとともに、野生鳥獣や外来生物により損なわれた自然環境については、再生を図る。

加えて、里地里山は、農林業を通じて人と自然の長年の相互作用を通じて形成された自然環境であることから、農地や森林等を良好に管理し、持続的な活用を図るために知恵や技術を継承する。

自然環境を保全する際には、県土に希少種等を含む様々な野生生物が生息・生育していることを踏まえ、これらをより良い状態で後世に伝えられるよう生物多様性の保全を図る。

また、地域の風土や文化に育まれた良好な景観については、

「安全で安心できる県土利用」の観点では、災害に対する地域ごとの特性を踏まえた県土の利用を基本としつつ、諸機能の適正な配置、防災拠点の整備、オープンスペースの確保、ライフラインの多重化・多元化、水系の総合的管理、農用地の管理保全、森林の持つ県土保全機能の向上等を図ることにより、県土の安全性を総合的に高めていくとともに、災害に対し脆弱な地域での土地利用については、慎重な配慮の下で行うことが重要である。「循環と共生を重視した県土利用」の観点では、人間活動と自然とが調和した物質循環の維持、流域における水循環と県土利用の調和、緑地・水面等の活用による環境負荷の低減、都市的土地利用に当たっての自然環境への配慮、自然の保全・再生を図ることなどにより、自然のシステムにかなった県土利用を進める必要がある。「美しくゆとりある県土利用」の観点では、ゆとりある都市環境の形成、農山漁村における緑豊かな環境の確保、歴史的・文化的風土の保存、地域の自然的・社会的条件等を踏まえた個性ある景観の保全・形成などを行うことにより、人と自然の営みが調和した土地利用を更に進め、その質を総合的に高めていくことが重要である。

これらの課題への対処に当たっては、特定の土地利用が他の土地利用と相互に関係する状況や多様な主体のかかわりの増大を踏まえ、慎重な土地利用転換、土地の有効利用と適切な維持管理、再利用といった一連のプロセスを管理する視点や、県土利用の質的向上などの視点も踏まえ、地域の実情に即して県土利用の諸問題に柔軟かつ能動的に取り組んでいくことが重要である。さらに、国や地方自治体による公的な役割の発揮、所有者等による適切な管理に加え、多様な主体による森林づくりや農地の保全管理活動などにより、県民一人一人が県

この価値に気づき、地域が有する景観の価値が損なわれることのないように保全するとともに、地域の特性を生かした良好な景観の形成を図る。

さらに、個性豊かで活力ある地域づくりを推進することで、これらの自然環境や良好な景観を地域固有の魅力として活用していく。

ウ 安全・安心を実現する県土利用

安全・安心を実現するための県土利用については、近い将来発生が想定される海溝型の南海トラフ地震、直下型地震である中央構造線断層帯による地震や、毎年のように発生する水害や土砂災害に対して、ソフト対策とハード対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施することにより、犠牲者ゼロをめざす。

様々な災害リスクを把握し、危険性を周知するため、区域指定し、諸機能や居住をより安全な地域へ誘導する取組を進める。加えて、災害後の円滑な復興を進める上で重要となる土地境界や所有者の情報を明確に把握することを促進する。

また、農地や森林の適正な保全管理や生態系の持つ防災機能を通じて、県土の安全性を総合的に高め、災害に強くしなやかな県土を構築する。

土管理の一翼を担う動きを促進していく必要がある。

(2) 土地利用の転換の適正化

土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の

状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して行うこととする。また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案して必要があるときは、速やかに開発計画の見直し等の適切な措置を講ずる。さらに、農林業的土地利用を含む自然的土地利用が減少している一方、低未利用地が増加していることから、低未利用地の有効活用を通じて、自然的土地利用の転換を抑制することを基本とする。

森林の利用転換を行う場合には、森林の保続培養と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等公益的機能の低下を防止することを十分考慮して、周辺の土地利用との調整を図る。また、原野の利用転換を行う場合には、環境の保全に配慮しつつ、周辺の土地利用との調整を図る。

農用地の利用転換を行う場合には、食料生産の確保、農業経営の安定及び地域農業や地域景観・自然環境等に及ぼす影響に留意し、非農業的土地利用との計画的な調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制し、優良農用地が確保されるよう十分考慮する。

大規模な土地利用の転換については、その影響が広範であるため、周辺地域をも含めて事前に十分な調査を行い、県土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用の確保を図る。また、地域住民の意向等地域の実情を踏まえた適切な対応を図るとともに、市町村の基本構想など地域づくりの総合的な計画、公共施設の整備や公共サービスの供給計画等との整合を図る。

農山漁村における農地と宅地の混在化の進行する地域等において土地利用の転換を行う場合には、土地利用の混在による弊害を防止するため、必要な土地利用のまとまりを確保すること等により、農用地、宅地等相互の土地利用の調和を図る。

(5) 県土利用に関する取組

ア 適切な県土管理を実現する取組

都市的土地利用においては、コンパクトな都市づくりを進めることが重要であり、無秩序な市街地の拡散と中心市街地の空洞化を防ぐため、都市計画に基づく適切な土地利用を図り、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住を中心部等に集約するとともに、中心市街地活性化の取組により、まちの賑わいを取り戻し、地域住民にとってもメリットを実感できるまちづくりを推進する。

その際、低・未利用地や空き家等の有効利用などにより土地利用の効率化を図る。特に、空き家については、大幅に増加し、防災、衛生、景観等、地域住民の生活に影響を及ぼす可能性が高いため、一層の有効利用を図るとともに再利用が見込めない空き家については除却を促進する。併せて、中心部とその周辺の生活拠点を結ぶ地域公共交通ネットワークをまちづくりと一体となって整備する。

中山間地域においては、生活拠点と、その地域と一体性を保つ周辺地域をふるさと生活圏とし、ふるさと生活圏単位で住民が主体となった荒廃農地の増加などの地域課題に対する取組を支援する。

農地については、ほ場整備、園内道等の園地改良により、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保し、新規就農者及び優れた経営感覚や高い技術をもった担い手の育成・確保や企業の農業参入の取組と連携し、効率的な利用を図る。

また、農地中間管理機構と各地域に設置した農地活用協議会が連携して、情報の収集・提供体制を強化し、農地の流動化を促進することにより、担い手への農地の集積・集約化を推進する。

加えて、多面的機能を持続的に発揮させるために、多様な主体の参画による地域ぐるみでの農業用施設等の保全管理を推進する。

なお、農地の土地利用の転換を行う場合には、農地の効率的な利用等に支障の無いよう十分に配慮の上、都市計画等の他の土地利用計画と調整し、計画的な土地利用を図る。

また、森林については、森林ゾーニングの経済林では、林業の振興を通じて紀州材の生産が計画的に行われ、持続可能な循環型林業の確立のもと、森林の適切な整備及び保全を図るとともに、木材生産に適さない環境林では、水源涵養等の多面的機能の維持・増進を図るための整備及び保全を推進する。さらに、「企業の森」など多様な主体による整備及び保全についても推進する。

加えて、森林の適正な管理を通して、流域の総合的かつ一体的な管理等により、健全な水循環の維持を図るとともに、大規模太陽光発電施設などの再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては、森林伐採を伴うなど周辺に与える影響が大きいことから、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮するとともに、廃止時の対応等を含め地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。

また、森林の土地利用の転換を行う場合には、森林の保続培

養と林業経営の安定に留意しつつ、防災機能の低下などを十分考慮して、周辺の土地利用との調整を図る。

イ 自然環境・良好な景観を保全・再生・活用する取組

本県の貴重な天然林については、必要に応じ公有林化することで「新紀州御留林」として保護するとともに、人工林については、間伐により適切に整備する。一方で、林業の採算が取れない人工林については、広葉樹林化するなどの取組を推進する。

増えすぎた野生鳥獣の適正な管理や、外来生物の侵入防止に取り組むとともに、野生鳥獣や外来生物により損なわれた自然環境については、獣害防止ネットの設置等による保護や、外来生物の駆除により再生する取組を進める。

また、里地里山においては、「みなべ・田辺の梅システム」のような自然資源の持続的な活用や保全活動、獣害対策の強化などの取組を通じて知恵や技術を継承する。

加えて、生物多様性と歌山戦略に基づき、森・里・川・海のつながりを意識した生物多様性を保全する取組を推進する。

本県には古道・街道沿いの街なみなどの良好な景観が数多くあることから、県全域を景観計画区域とするとともに、更に良好な景観を形成していく上で特に重要と認められる地域を、特定景観形成地域として指定するなど、地域の特性に応じた届出制度の実施を進めることにより、良好な景観の保全・形成を図る。

さらに、豊かな自然環境、個性ある良好な景観、人と地域の

自然との関わりの中で育まれた伝統文化といった地域資源などを活用した観光や特産品の販売による雇用の創出及び経済循環や地方への移住・定住や二地域居住など都市から地方への人の流れを拡大させることにより、都市と農山漁村の地域間相互の対流を生み出す取組を推進する。

ウ 安全・安心を実現する取組

安全・安心を実現する県土利用については、ハザードマップ等の災害に関する情報提供や、避難場所安全レベルの設定、和歌山県津波予測システム、和歌山県気象予測システムを活用した避難情報の提供等のソフト対策と堤防や避難路の整備、河川・港湾・海岸・漁港施設の強化などのハード対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施することにより、近い将来発生が想定される海溝型地震である南海トラフ地震や、直下型地震である中央構造線断層帯による地震の対策を早急に実行していく。

また、地域における防災力を強化し、行政・民間・地域住民が一丸となった防災・減災対策をより一層推進する。

災害リスクの高い地域については、災害リスクを把握し、危険性を周知するために土砂災害特別警戒区域等に指定を行い、土地利用を適切に制限するとともに、規制の対象となる建築物の用途や構造が災害の特性や地域の状況等に即したものとなるよう配慮する。同時に、中長期的な視点から、災害時に重要な役割が期待される公共施設や、要配慮者利用施設等については、災害リスクの低い地域への立地を促すことにより、より安

全な地域への居住を誘導する取組を進める。

加えて、災害時の救助や物資供給に必要な高速道路網や、県内各地に迅速かつ確実に物資等を送ることができる県内道路網の整備を促進するとともに、被災者の搬送や物資、人員の受入・輸送拠点となる空港や港湾の耐震化等を促進し、多重性・代替性を確保する。その他、被害拡大の防止、仮置場などの復旧復興の備えとしてのオープンスペースを確保する。

さらに、地震に伴う津波等の被害が危惧されている地域の災害後の円滑な復旧・復興や災害時の救助や物資供給に必要な高速道路網の整備を進める上で重要となる土地境界や所有者の情報情報を明確に把握するため、地籍調査を促進する。

このような取組とともに、森林を保安林として指定することによる伐採などの制限や農地の保全管理を図るための地域共同活動への支援、生物多様性和歌山戦略に基づく天然林の保護や人工林の適切な整備などの取組を進める。

(3) 地域別の土地利用の方向

地域別の土地利用については、自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件を勘案し、県土資源の有限性を踏まえ、それぞれの地域の個性や多様性を活かしつつ、地域間の均衡を図る見地から、必要な基礎条件を整備し、県土全体の調和ある有効利用と環境の保全が図られなければならない。地域区分については、地勢、自然、歴史、文化等の地域特性を基本としつつ、市町村合併の進展や県民の生活圏の拡大という観点から、国土利用計画和歌山県計画(第四次)において設定されている紀北地域、紀中地域、紀南地域の3つの地域とする。

①紀北地域

紀北地域は紀の川流域を中心とする県北部に位置し、幹線道路網や鉄道により京阪神大都市圏との間にアクセス軸が形成されており、県内人口の約6割を占める人口集積エリアとなっている。

和歌山市には、国の地方機関をはじめとする官公庁や公共施設、企業、商業施設、教育文化施設等が集積し、近代的都市機能を備えている。沿岸部には臨海工業地帯が形成されており、内陸北部には工業団地が点在している。特定重要港湾和歌山下津港や近接する関西国際空港が国際物流拠点としてふさわしい機能を十分に発揮し、さらに広域的な道路網と結節されることにより、関西の南の中核拠点地域としての発展が期待されている。

内陸部に位置する橋本市や紀の川流域の市町は、大阪都市圏の通勤圏となる住宅地だけではなく、整備が進められている交通インフラの利便性を活かした産業集積が期待されている。一方、山間部には霊場・高野山をはじめとする世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産や、高野龍神国定公園、金剛生駒紀泉国定公園などの自然公園がある。

このため、京奈和自動車道をはじめとする幹線道路および府県間道路の整備を進めるとともに、農用地の効率的利用を図り、都市的土地利用と自然的土地利用の計画的な調整を行い、高次な産業集積ゾーンとしての整備と活用を図る。さらに歴史文化遺産や海、山、川の豊かな自然資源を活かした都市近郊型のレクリエーションの場としての整備と活用を図る。

②紀中地域

紀中地域は有田川流域、日高川流域に沿った県中部に位置し、沿岸部の有田市、御坊市からそれぞれの内陸部に広がっている。

この地域では、温暖多雨の恵まれた立地条件を活かした農林業などの自然的土地利用が中心となっている。有田川流域は古くから有田みかんの生産地として開けており、臨海部には石油工業基地の立地が見られる。日高川の流域には県下第二の広さを持つ日高平野が開け、野菜や花きなどの栽培が盛んに行われているほか、臨海部では重要港湾日高港の整備により、更なる企業誘致が期待されている。また、沿岸部はマリンスポーツをはじめとする多くのレクリエーションを楽しむことが可能な地域となっている。今後は、京阪神大都市圏への近接性と豊かな自然を活かし、都市との多様な交流や海、山、川の整った自然環境の中で、多彩な活動ができるゆとりのある生活圏域を形成するための整備が必要である。

このため、近畿自動車道紀勢線の4車線化をはじめとする幹線道路の整備を進め、都市機能の充実を図るとともに、都市的土地利用と自然的土地利用の調和した快適な生活環境の形成を図る。さらに、熊野参詣道紀伊路をはじめとする文化遺産や豊かな自然資源を教育の場、健康増進の場として整備するとともに、漁港・漁場の一体的整備や農林業の振興を図るための基盤整備を進める。

③紀南地域

紀南地域は本州最南端となる県南部に位置し、奈良県、三重県と接している。この地域では吉野熊野国立公園、高野龍神国立公園などのすぐれた自然景観と豊富に湧出する温泉に恵まれ、本県観光の一大拠点形成している。また全体の約9割が森林で占められ、林業や梅、みかん等の果樹を主体とした農業が行われている。

田辺市、新宮市が政治、経済、文化の中核的役割を果たしているが、山岳地域には古くから信仰、修行の地、熊野の霊峰として文化遺産及び歴史的風土が蓄積されている。世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を構成する熊野三山など人々の信仰と紀伊山地の大自然によって形成された「文化的景観」が、訪れる多くの人々に癒しと感動を与えている。今後は、歴史文化遺産や優れた自然環境など豊かな地域資源を活用し、世界遺産未登録資産の再評価やジオパーク活動を推進するとともに、三重県、奈良県を含む紀伊半島南部における広域的な交流を目指した整備を図る必要がある。

このため、近畿自動車道紀勢線の延伸をはじめとする幹線道路の整備を進めるとともに、南紀白浜空港や新宮港の機能を強化し、大都市圏との交流拡大、周辺地域との機能連携、中心都市の機能充実など広域的、総合的な土地利用を図る。また、漁港・漁場の一体的整備や農林業の振興を図るための基盤整備を進める。

2. 土地利用の原則

県土の利用は、土地利用基本計画図に図示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域（以下「五地域」という。）のそれぞれに応じて、次に掲げる原則に従って、適正に行うものとする。

なお、五地域のいずれにも属さない地域においては、当該地域の特性及び周辺地域との関連等を考慮して適正な土地利用を図るものとする。

(1) 五地域の区分

ア 都市地域

都市地域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第1項及び第2項により都市計画区域として指定されているか、又は指定されることが予定されている地域を原則とし、一体の都市として総合的に開発し、整備し及び保全する必要がある地域である。

都市地域の土地利用については、都市機能の無秩序な拡散防止を図り、これまでに蓄積された都市基盤を有効に活用しながら都市の中心部への機能集積を促すとともに、都市計画法による区域

(4) 土地利用の原則

県土の利用は、土地利用基本計画図に図示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域（以下「五地域」という。）ごとに、それぞれ次の原則に従って適正に行わなければならない。

また、土地利用規制の観点からみて無秩序な施設立地等の問題が生じる恐れのある地域においても、それぞれ次の原則に従うとともに、地域の環境を保全しつつ地域の実情に応じた総合的かつ計画的な土地利用の実現を図るものとする。

なお、五地域のいずれにも属さない地域においても、当該地域の特性及び周辺地域との関連等を考慮して適正な土地利用を図るものとする。

さらに、高い価値を有する原生的な自然の地域や野生生物の重要な生息・生育地、すぐれた自然の風景地の保全を維持すべき自然維持地域についての適正な保全を図るものとする。

①都市地域

都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し及び保全する必要がある地域であり、原則として都市計画法第5条により都市計画区域として指定されているか、または指定されることが予定されている地域である。

都市地域の土地利用については、都市機能の無秩序な拡散防止を図り、これまでに蓄積された都市基盤を有効に活用しながら都市の中心部への機能集積を促すとともに、区域区分（都市計画法第7条第1項による区域区分をいう。以下同じ。）、用途地域を

区分（都市計画法第7条第1項による区域区分をいう。以下同じ。）、用途地域をはじめとする地域地区（同法第8条第1項による用途地域その他の地域地区をいう。以下同じ。）、地区計画等（同法第12条の4第1項各号に掲げる計画をいう。）などの制度の活用により、地域の特色を活かした、魅力ある都市の形成を図るものとする。

なお、都市地域に属さない地域であっても、都市機能の無秩序な拡散、不適切な農地の浸食等が生じるおそれがある場合には、準都市計画区域（都市計画法第5条の2第1項による準都市計画区域をいう。以下同じ。）の指定を検討するものとする。

（ア）市街化区域

市街化区域（都市計画法第7条第1項による市街化区域をいう。）においては、都市機能である医療、福祉、教育文化、商業等を段階的に集約するとともに中心部の再開発等に取り組むことにより、賑わいのあるコンパクトな都市づくりを進める。

また、当該地域内の樹林地、水辺地等自然環境を形成しているもので、都市の良好な生活環境を維持するために不可欠なものについては、積極的に保護・育成を図り、環境への負荷が少ない都市の形成を図るとともに、良好な街なみ景観の形成や豊かな居住環境の創出を図るものとする。

（イ）市街化調整区域

市街化調整区域（都市計画法第7条第1項による市街化調整

はじめとする地域地区（同法第8条第1項による用途地域その他の地域地区をいう。以下同じ。）、地区計画等（同法第12条の4第1項各号に掲げる計画をいう。）などの制度の活用により、地域の特色を活かした、魅力ある都市の形成を図ることを基本とする。

なお、都市地域に属さない地域であっても、都市機能の無秩序な拡散、不適切な農地の浸食等が生じるおそれがある場合には、準都市計画区域（都市計画法第5条の2による準都市計画区域をいう。以下同じ。）の指定を検討するものとする。

ア．市街化区域（都市計画法第7条第1項による市街化区域をいう。以下同じ。）においては、豊かで暮らしやすい市街地形成のため、コンパクトで持続可能なまちづくりを進める。その推進にあたっては、地域ごとの特性をふまえ、大規模集客施設の適正な立地誘導などにより、無秩序な拡散を抑制するとともに、再開発等による低未利用地の有効活用を図る。また、当該地域内の樹林地、水辺地等自然環境を形成しているもので、都市の良好な生活環境を維持するために不可欠なものについては、積極的に保護・育成を図り、環境への負荷が少ない都市の形成を図るとともに、美しく良好なまちなみ景観の形成や豊かな居住環境の創出を図るものとする。

イ．市街化調整区域（都市計画法第7条第1項による市街化調整区域をいう。以下同じ。）においては、保全的土地利用を図

区域をいう。)においては、保全的土地利用を図り、市街化を抑制することを原則とし、良好な都市環境を保持するための緑地等の保全を図るものとする。

(ウ) 非線引き用途地域

非線引き用途地域(区域区分が定められていない都市計画区域における用途地域をいう。)内の土地利用については、市街化区域における土地利用に準ずるものとする。

(エ) 非線引き白地地域

非線引き白地地域(区域区分が定められていない都市計画区域における用途地域以外の地域をいう。)においては、土地利用の動向を踏まえ、既存集落の居住環境や集団的な優良農地の保全に留意しつつ、都市的な利用を認めるものとする。また、市街地外縁部の無秩序な拡散の防止、用途混在地域の未然防止の観点から、必要に応じ用途地域や特定用途制限地域の指定を検討するものとする。

イ 農業地域

農業地域は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項により農業振興地域として指定されているか、又は指定されることが予定されている地域を原則とし、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域である。

農業地域の土地利用については、農業が地域経済や雇用を支

り、市街化を抑制することを原則とし、良好な都市環境を保持するための緑地等の保全を図るものとする。

ウ. 非線引き用途地域(区域区分が定められていない都市計画区域における用途地域をいう。以下同じ。)内の土地利用については、市街化区域における土地利用に準ずるものとする。

エ. 非線引き白地地域(区域区分が定められていない都市計画区域における用途地域以外の地域をいう。以下同じ。)においては、土地利用の動向を踏まえ、既存集落の居住環境や集団的な優良農地の保全に留意しつつ、都市的な利用を認めるものとする。また、市街地外縁部の無秩序な拡散の防止、用途混在地域の未然防止の観点から、必要に応じ用途地域や特定用途制限地域の指定を検討するものとする。

②農業地域

農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域であり、原則として農業振興地域の整備に関する法律第6条により農業振興地域として指定されているか、または指定されることが予定されている地域である。

農業地域の土地利用については、農用地が食料供給源として国民の最も基礎的な土地資源であるとともに、良好な生活環境や自

え、豊かな自然を守る大きな役割を担っていることから、その生産基盤である農地を良好な状態で維持保全し、その有効活用を図るものとする。

県土の有効利用、生産性の向上等の見地から、農用地においては、農業振興地域制度等の適切な運用や農業振興施策により、本県農業の持続的な発展を図るための農用地を確保、整備するものとする。

(ア) 農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号による農用地等として利用すべき土地の区域をいう。）

農用地区域内の土地は、直接的に農業生産の基盤として確保されるべき土地であることから、農業農村整備事業等の農業生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、他用途への転用は行わないことを基本とする。

なお、農用地区域の除外を行う場合は、その位置、規模等の適切性や、農用地の集団化、農作業の効率化に影響を及ぼさないこととする。

また、都市計画等農業以外の土地利用計画の実施に際しては、農業との計画的な調整を図り、その調整を了した場合には、その調整結果を尊重するものとする。

(イ) 農振白地地域

農振白地地域（農用地区域以外の農業地域をいう。）においては、農業生産力の高い農地、集団的に存在している農地及び

然環境の構成要素であることにかんがみ、現況農用地は、極力その保全と有効利用を図るものとする。

また、県土の有効利用、生産性の向上等の見地から、農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号による農用地等として利用すべき土地の区域をいう。以下同じ。）において、今後必要とされる農用地を計画的に確保、整備するものとする。

ア. 農用地区域内の土地は、直接的に農業生産の基盤として確保されるべき土地であることから、土地改良等の農業生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、他用途への転用は行わないことを基本とする。

なお、農用地区域の除外を伴う場合は、その位置、規模等の適切性や、農用地の集団化、農作業の効率化に影響を及ぼさないことを基本とする。都市計画等農業以外の土地利用計画の実施に際しては、農業との計画的な調整を図り、その調整を了した場合には、農用地の利用転換は極力調整された計画等を尊重するものとする。

イ. 農振白地地域（農用地区域以外の農業地域をいう。以下同じ。）においては、農業生産力の高い農地、集団的に存在している農地及び農業に対する公共投資の対象となった農地は、極

農業に対する公共投資の対象となった農地は、原則として、他用途への転用は行わないものとする。

ウ 森林地域

森林地域は、森林法（昭和26年法律第249号）第2条第3項に規定する国有林の区域又は同法第5条第1項の地域森林計画の対象となる私有林の区域として定められているか、若しくは定められることが予定されている地域を原則とし、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興または森林の有する多面的機能の維持・増進を図る必要がある地域である。

森林地域の土地利用については、地球温暖化対策、生物多様性の保全、国内外の木材の需給動向等を踏まえ、県土の保全、水源の涵養などに重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。

力他用途への転用は行わないものとする。

③森林地域

森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興または森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域であり、原則として森林法第2条第3項に規定する国有林の区域または同法第5条第1項の地域森林計画の対象となる私有林の区域として定められているか、もしくは定められることが予定されている地域である。

森林地域の土地利用については、山村地域における林業振興の重要性、降雨量が多くかつ地形が急峻で災害多発の危険度の高い県土の実態等から、森林のもつ木材生産等の経済的機能及び県土保全、水源涵養、保健休養、自然環境の保全等の公益的機能を通じて県民生活に大きく寄与していることから、必要な森林の確保を図るとともに、森林の有する諸機能が、最高度に発揮されるようその整備を図るものとする。都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため積極的に緑地として保全及び整備を図るとともに、農山漁村集落周辺の森林については、地域社会の活性化に加え、地域特性に応じた利活用を図る。

さらに、原始的な森林や貴重な動植物が生息・生育する森林等自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理を図るものとする。

(ア) 保安林

保安林（森林法第25条第1項又は第25条の2第1項による保安林をいう。）については、県土保全、水源涵養、生活環境の保全等の多面的機能の積極的な維持・増進を図るべきものであることから、適正な管理を行うとともに他用途への転用を行わないことを基本とする。

(イ) 保安林以外の森林地域

保安林以外の森林地域については、経済的機能及び多面的機能の維持・増進を図るものとし、林地の保全に特に留意すべき森林、施業方法を特定されている森林、水源として依存度の高い森林、優良な人工造林地又はこれに準ずる天然林等の機能の高い森林については、極力他用途への転用を行わないものとする。

エ 自然公園地域

自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域であり、自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1項第1号の自然公園として指定されているか、又は指定されることが予定されている地域（海域を除く。）である。

自然公園地域の土地利用については、自然公園が優れた自然の風景地であり、その利用を通じて、県民の保健、休養及び教化に資するものであることから、優れた自然の保護とその適正な利用を図るものとする。

ア. 保安林（森林法第25条第1項及び第25条の2第1項による保安林をいう。以下同じ。）については、県土保全、水源涵養、生活環境の保全等の諸機能の積極的な維持増進を図るべきものであることから、適正な管理を行うとともに原則として他用途への転用を行わないものとする。

イ. 保安林以外の森林地域については、経済的機能及び公益的機能の維持増進を図るものとし、林地の保全に特に留意すべき森林、施業方法を特定されている森林、水源として依存度の高い森林、優良人工造林地またはこれに準ずる天然林等の機能の高い森林については、極力他用途への転用を行わないものとする。

④自然公園地域

自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域であり、原則として自然公園法第2条第1号の自然公園として指定されているか、または指定されることが予定されている地域（海域を除く。）である。

自然公園地域の土地利用については、自然公園がすぐれた自然の風景地であり、その利用を通じて、県民の保健、休養及び教化に資するものであることから、すぐれた自然の保護とその適正な利用を図るものとする。

(ア) 特別保護地区

特別保護地区（自然公園法第21条第1項による特別保護地区をいう。）については、その景観の厳正な維持を図るものとする。

(イ) 特別地域

特別地域（自然公園法第20条第1項による特別地域のうち特別保護地区以外の地域又は和歌山県立自然公園条例第20条第1項による特別地域をいう。）については、その風致の維持を図るべきものであることに鑑み、都市的土地利用又は農業的土地利用を行うための開発行為は、極力避けるものとする。

(ウ) 普通地域

普通地域（自然公園法第33条第1項による普通地域又は和歌山県自然公園条例第22条第1項による普通地域をいう。）においては、都市的土地利用又は農業的土地利用を行うための大規模な開発、その他自然公園としての風景地の保護に支障を来すおそれのある土地利用は極力避けるものとする。

オ 自然保全地域

自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域であり、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第1項の原生自然環境保全地域、同法第22条第1項による自然環境保全地域又は同法第4

ア. 特別保護地区（自然公園法第21条第1項による特別保護地区をいう。以下同じ。）については、その景観の厳正な維持を図るものとする。

イ. 特別地域（自然公園法第20条第1項または第73条第1項による特別地域のうち特別保護地区以外の地域をいう。以下同じ。）については、その風致の維持を図るべきものであることにかんがみ、都市的土地利用、農業的土地利用を行うための開発行為は、極力避けるものとする。

ウ. 普通地域（自然公園法第33条第1項による普通地域及び和歌山県自然公園条例第22条による普通地域をいう。以下同じ。）においては、都市的土地利用または農業的土地利用を行うための大規模な開発、その他自然公園としての風景地の保護に支障をきたすおそれのある土地利用は極力避けるものとする。

⑤自然保全地域

自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域であり、原則として自然環境保全法第14条の原生自然環境保全地域、同法第22条の自然環境保全地域または同法第45条第1項に基づく和歌山県自然環

5条第1項に基づく和歌山県自然環境保全条例第10条第1項による和歌山県自然環境保全地域として指定されているか、若しくは指定されることが予定されている地域（海域を除く。）である。

自然保全地域の土地利用については、自然環境が人間の健康的で文化的な生活に欠くことのできないものであることから、広く県民が、その恵沢を享受するとともに、将来の県民に優れた自然環境を継承することができるよう、積極的に保全を図るものとする。

(ア) 特別地区

特別地区（自然環境保全法第25条第1項又は第46条第1項に基づく和歌山県自然環境保全条例第13条第1項による特別地区をいう。）においては、その指定の趣旨に鑑み、特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図るものとし、土地の利用目的を変更しないものとする。

(イ) 普通地区

普通地区（自然環境保全法第28条第1項による普通地区又は和歌山県自然環境保全条例第16条第1項による普通地区をいう。）においては、原則として土地の利用目的を変更しないものとする。

境保全条例和歌山県自然環境保全地域として指定されているか、または指定されることが予定されている地域（海域を除く。）である。

自然保全地域の土地利用については、自然環境が人間の健康的で文化的な生活に欠くことのできないものであることから、広く県民が、その恵沢を享受するとともに、将来の県民にすぐれた自然環境を継承することができるよう、積極的に保全を図るものとする。

ア. 特別地区（自然環境保全法第25条第1項または第46条第1項による特別地区をいう。以下同じ。）においては、その指定の趣旨にかんがみ、特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図るものとし、土地の利用目的を変更しないものとする。

イ. 普通地区（自然環境保全法第28条第1項による普通地区及び和歌山県自然環境保全条例第16条第1項による普通地区をいう。以下同じ）においては、原則として土地の利用目的を変更しないものとする。

(2) 五地域区分における土地利用の調整方針

五地域のうち2地域が重複している地域においては、次に掲げる調整方針に即し、また、3以上の地域が重複する地域においては、次に掲げる調整方針におけるそれぞれの関係から見た優先順位及び誘導方向を考慮して、適正かつ合理的な土地利用を図るものとする。

なお、五地域（都市地域を除く。）と準都市計画区域が重複している地域における調整方針は、都市地域と他の地域が重複している地域に準ずるものとする。この場合において、「市街化区域等」（市街化区域及び非線引き用途地域をいう。以下同じ。）は「準都市計画区域における用途地域」と、「市街化調整区域等」（市街化調整区域及び非線引き白地地域をいう。以下同じ。）は「準都市計画区域における用途地域以外の地域」と読み替えるものとする。

ア 都市地域と農業地域とが重複する地域

(ア) 市街化調整区域等と農用地区域とが重複する場合
農用地としての利用を優先するものとする。

(イ) 市街化調整区域等と農振白地地域とが重複する場合
土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら都市的な土地利用を認めるものとする。

2. 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

五地域のうち2地域が重複している地域においては、次に掲げる指導調整方針に即し、また、3以上の地域が重複する地域においては、次に掲げる調整指導方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位、指導の方向等を考慮して、1の(3)に掲げる地域別の土地利用の方向に沿った適正かつ合理的な土地利用を図るものとする。

なお、五地域（都市地域を除く。）と準都市計画区域が重複している地域における調整指導方針は、都市地域と他の地域が重複している地域に準ずるものとする。この場合において、「市街化区域等」（市街化区域及び非線引き用途地域をいう。以下同じ。）は「準都市計画区域における用途地域」と、「市街化調整区域等」（市街化調整区域及び非線引き白地地域をいう。以下同じ。）は「準都市計画区域における用途地域以外の地域」と読み替えるものとする。

(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域

①市街化調整区域等と農用地区域とが重複する場合
農用地としての利用を優先するものとする。

②市街化調整区域等と農振白地地域とが重複する場合
土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整、土地利用の適切性の担保を図りながら都市的な土地利用を認めるものとする。

<p>イ 都市地域と森林地域とが重複する地域</p> <p>(ア) 市街化調整区域等と保安林の区域とが重複する場合 保安林としての利用を優先するものとする。</p> <p>(イ) 市街化区域等と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合 原則として都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努めるものとする。</p> <p>(ウ) 市街化調整区域等と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合 森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認めるものとする。</p> <p>ウ 都市地域と自然公園地域とが重複する地域</p> <p>(ア) 市街化区域等と普通地域とが重複する場合 自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら都市的な利用を図っていくものとする。</p> <p>(イ) 市街化調整区域等と特別地域とが重複する場合 自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。</p>	<p>(2) 都市地域と森林地域とが重複する地域</p> <p>①市街化調整区域等と保安林の区域とが重複する場合 保安林としての利用を優先するものとする。</p> <p>②市街化区域等と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合 原則として都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努めるものとする。</p> <p>③市街化調整区域等と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合 森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認めるものとする。</p> <p>(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域</p> <p>①市街化区域等と自然公園地域とが重複する場合 自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら都市的な利用を図っていくものとする。</p> <p>②市街化調整区域等と特別地域とが重複する場合 自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。</p>
---	--

<p>(ウ) 市街化調整区域等と普通地域とが重複する場合 自然公園としての機能を維持しつつ、両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</p> <p>エ 都市地域と自然保全地域とが重複する地域 自然環境の保全を優先するものとする。</p> <p>オ 農業地域と森林地域とが重複する地域</p> <p>(ア) 農振白地地域と保安林の区域とが重複する場合 保安林としての利用を優先するものとする。</p> <p>(イ) 農用地区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合 農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら森林としての利用を認めるものとする。</p> <p>(ウ) 農振白地地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合 森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら農業上の利用を認めるものとする。</p> <p>カ 農業地域と自然公園地域とが重複する地域</p> <p>(ア) 農業地域と特別地域とが重複する場合 自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。</p>	<p>③市街化調整区域等と普通地域とが重複する場合 自然公園としての機能を維持しつつ、両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</p> <p>(4) 都市地域と自然保全地域とが重複する地域 自然環境の保全を優先するものとする。</p> <p>(5) 農業地域と森林地域とが重複する地域</p> <p>①農振白地地域と保安林の区域とが重複する場合 保安林としての利用を優先するものとする。</p> <p>②農用地区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合 農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら森林としての利用を認めるものとする。</p> <p>③農振白地地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合 森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら農業上の利用を認めるものとする。</p> <p>(6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域</p> <p>① 業地域と特別地域とが重複する場合 自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。</p>
---	--

<p>(イ) 農業地域と普通地域とが重複する場合 両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</p> <p>キ 農業地域と自然保全地域とが重複する地域</p> <p>(ア) 農業地域と特別地区とが重複する場合 自然環境の保全を優先するものとする。</p> <p>(イ) 農業地域と普通地区とが重複する場合 両地域が両立するよう調整を図るものとする。</p> <p>ク 森林地域と自然公園地域とが重複する地域 両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</p> <p>ケ 森林地域と自然保全地域とが重複する地域 両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</p>	<p>②農業地域と普通地域とが重複する場合 両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</p> <p>(7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域</p> <p>①農業地域と特別地区とが重複する場合 自然環境の保全を優先するものとする。</p> <p>②農業地域と普通地区とが重複する場合 両地域が両立するよう調整を図るものとする。</p> <p>(8) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域 両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</p> <p>(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域 両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</p>
---	--

4 市町村・国土審議会への意見聴取等の結果

(1) 都道府県庁内での調整(任意)

機関名	調整状況	主な意見等
和歌山県土地利用調整会議計画部会	平成29年10月下旬済み	意見なし

(2) 市町村(国土利用計画法第9条第12項関連)

市町村名	調整状況	主な意見等
全市町村	平成30年4月中旬済み	意見なし

(3) 国土利用計画法第38条の規定に基づく合議制の機関(国土利用計画法第9条第10項関連)

機関名	調整状況	主な意見等(意見聴取済の場合)
和歌山県国土利用計画審議会	平成30年5月24日済み	妥当